

環境省告示第八十六号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第五項（同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成十八年一月環境省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

環境大臣 石原 伸晃

題名中「ねこ」を「猫」に改める。

本則中「第35条第1項及び第2項」を「第35条第1項本文及び第3項」に、「ねこ」を「猫」に、「第35条第1項又は第2項」を「第35条第1項本文又は第3項」に改める。

第1の1中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「引取りを」を「引取り又は引取りの拒否を」に改め、同2中「観点から」を「引取りを求め相当の事由がないと認められる場合にあっては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については」を加え、「に努めること」を「を行った上で引取りを行うこと」に改め、同3を次のように改める。

3 遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第3項では、同条第1項及び第2項の規定について、法第35条第3項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、これを適用しないこととされていることを踏まえ、都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築すること。

第105条「第35条第2項」を「第35条第3項」に変更。

第102条「都道府県知事等は」を「」、「殺処分がなくなることを目指して」、「飼育、回入」努めること。」を「また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。」に変更。

第42条「又は動物を教育、試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式

犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況の報告

1 犬及び猫の引取り ( 年度 )

区分		成熟個体	幼齢の個体	合計	備考
犬	引取り数	所有者から	( )		
		所有者不明			
	処分数	返還数			
		譲渡し数			
		殺処分数			
	猫	引取り数	所有者から	( )	
所有者不明					
処分数		返還数			
		譲渡し数			
		殺処分数			

2 負傷動物の収容

区分		成熟個体	幼齢の個体	合計	備考
犬	収容数				
	処分数	返還数			
		譲渡し数			
		殺処分数			
猫	収容数				
	処分数	返還数			
		譲渡し数			
		殺処分数			
その他	収容数				
	処分数	返還数			
		譲渡し数			
		殺処分数			

記入上の注意事項

- ( 1 ) 本状況報告書は、毎年6月30日までに前年度分を取りまとめの上提出すること。
- ( 2 ) 犬の引取り数の欄については、狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めた数を記入すること(括弧内には抑留犬の数を記入すること)。
- ( 3 ) 幼齢の個体の数は、離乳していない個体を記入すること。
- ( 4 ) 引取りの際、幼齢個体と成熟個体の区別をしていないときは、成熟個体として記載すること。
- ( 5 ) 返還数の欄には、引取り又は収容を行った後、所有者が発見され、所有者に返還した数を記入すること。
- ( 6 ) 譲渡し数の欄には、引取り又は収容を行った後、飼養を希望する者へ譲り渡した数を記入すること。
- ( 7 ) 犬、猫以外の動物を収容した場合には、動物の種類ごとに欄を追加して記入すること。